

## 大規模マンション保育所優先入所についての意見

	主な意見
優先入所制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法の観点から見ると違法性があるものの、内容が合理的なものであれば、適法と評価することはできるのでは【弁護士・有識者】。</li> <li>・極端にマンション住民が優先的になりすぎないようにする必要はある【弁護士】。</li> <li>・待機児童が多い現状を踏まえた緊急措置的なものと位置づけるべき。(法的リスク回避の為)【有識者】</li> <li>・問題が多い制度であることは事実。【有識者】</li> <li>・例外は極力作らない方がよい。【有識者】</li> <li>・入所できない保護者からすると、制度は問題があり、不公平感を感じる。【公募委員】</li> <li>・認可保育所は税金を投入しているので、公平性を重視すべきだが、この点で問題がある。【区長】</li> <li>・マンションを購入できる資産がある人がなぜ、優先なのかとの苦情が予想される。【区長・弁護士】</li> <li>・法的リスク、公平性の問題はありますが、緊急措置と位置づけ、受け皿を確保してくれることはありがたい。【区長】</li> <li>・優先制度は必要だが、賃料が高いので事業者が手を上げない。【マンション事業者】</li> </ul>
対象マンション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育ニーズの高い地域に限定する方がよい。(緊急措置的な対応)【有識者・弁護士・区長・保育事業者・マンション事業者】</li> <li>・地域によっては、保育施設が過剰となっている。そのようなところには不要。【保育事業者】</li> <li>・ニーズのないところには保育所を設置しない。【保育事業者・マンション事業者】</li> </ul>
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急措置的なものなので、永遠に続く制度としては無理がある。(期間限定)【有識者】</li> <li>・将来生まれる子どもにかかるニーズも含めると、5年程度が妥当ではないか。【弁護士】</li> <li>・1年間ぐらいが妥当では。【マンション事業者】</li> <li>・保育施設開所当月のみは期待外れ。メリットなし。マンション入居後、出産した場合に優先入所できない。デベロッパーも興味を示さない。【マンション事業者・有識者・保育事業者・区長】</li> <li>・永久的にしてほしい。【マンション事業者】</li> </ul>
利用調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイント加点がよい【弁護士】</li> <li>・加点ではインセンティブにならない。【マンション事業者】</li> <li>・一定期間を定めて、加点制度にする。【区長】</li> <li>・別枠の優先がよい。【マンション事業者】</li> <li>・別枠扱いするのなら、第1希望とした場合に限定する方がよい【有識者】</li> <li>・第1希望のみとすることは、マンション住民にメリットがない【区長】</li> </ul>

## 大規模マンション保育所優先入所についての意見

	主な意見
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・訴訟で優先入所が違法とされ、優先入所を中止すれば、法的責任を追及される恐れはある。【有識者】</li><li>・様々な意見を集約し、意見が分かれているならば、慎重に検討したと言えるのでは。(皆が違法性があるというのは不可)【有識者】</li><li>・施設設置に市が介入することが大切。【有識者】</li><li>・公平性に反しても、待機児童を減らすことは大切。【有識者】</li><li>・優先入所以外で空きがあれば、外部から入所してもらえばよい。【マンション事業者】</li><li>・周知事項は重要事項説明書に記載する。【マンション事業者】</li><li>・保育園はマンション外に作る。【マンション事業者】</li><li>・作るなら0～5歳の園がよい。【マンション事業者】</li><li>・容積率の緩和も検討してほしい【マンション事業者】</li><li>・売り出しと入居の時点では、家族構成が違う。購入者の期待外れになる。【公募委員】</li><li>・敷地外の取り扱いについては、距離など含めて検討が必要。【区長】</li><li>・マンション住民からすれば、保育所の設置が全てにおいて歓迎されるわけではない。【区長】</li><li>・70戸のマンションでは採算が合わない。200戸ぐらいのマンションであれば、設置できる。【マンション事業者・区長】</li></ul>